

第1章 総則

第1節 目的

野々市市地域防災計画は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、野々市市防災会議が作成する計画であり、野々市市及び関係機関等が協力して、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、地震、洪水等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項について定め、防災対策に万全を期し、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。

また、災害対策の実施に当たっては、市及び関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。

併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために消防団、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

なお、市は、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、財政調整基金等の積立、運用等に努める。

- 1 市、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、防災施設の整備及び市民への防災知識の普及等に関する災害予防計画
- 3 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する計画
- 4 災害発生後、被災した諸施設を復旧するなど、将来の災害に備える災害復旧・復興計画その他必要な計画

第2節 地域の概要

1 位置及び地勢

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の中心市街地から南西約5kmの距離にあり、北東部を金沢市、南西部を白山市に接している。

本市の面積は13.56km²（県域の0.32%）、東西4.5km、南北6.7kmの山や海の無い平坦地であり、本市の区域内の海拔最高は、49.6m（新庄地内の国土地理院基準点）である。

本市の人口は、平成27年国勢調査の確定数で55,099人であり、1km²当たりの人口密度は4,063人と県内ではもっとも高い。

野々市市役所の位置を経緯度で見ると次のとおりである。

所 在 地……野々市市三納一丁目1番地
北 緯……36度31分01秒
東 経……136度36分48秒

2 気候

本市に最も近い気象庁の観測地点である金沢地方気象台における本市の年間平均気温の平年値（1981年～2010年の30年間の平均）は、14.6℃、月別平均気温では最低が1月の3.8℃、最高は8月の27.0℃となっている。また、年間平均降水量の平年値は、2,398.9mmであり、日最大降水量は234.4mmである。

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、日本有数の多雪地で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。

3月に入るとフェーン現象により空気が乾燥するので火災が発生しやすくなる。

6月になるとオホーツク海高気圧が停滞して強まり、太平洋高気圧との間に梅雨前線が形成され、北陸地方も6月中旬前半に梅雨入りし、梅雨の明ける7月下旬前半まで梅雨空が続き、特に梅雨末期には、豪雨に見舞われて、被害を引き起こすことがある。

9月に入ると、太平洋高気圧が後退し始め、本州の南岸に秋雨前線が停滞して天気の悪い日が多く、冬季を除くと7月と9月は、降水量が多い。また、台風が日本に上陸するようになる。

11月になると大陸の高気圧が発達するようになり、しぐれ現象が始まり、やがて平野部でも初雪が降り冬を迎える。（※観測データは、金沢地方気象台資料）

3 地質

加賀地域の各種の地層及び岩石の分布は、次のとおりである。

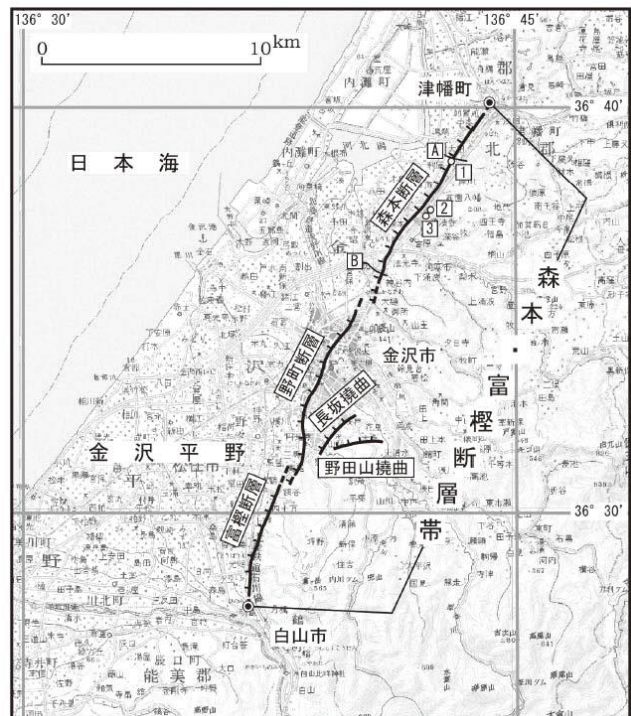
南部の山地には、基盤の片麻岩類や中世代の地層が露出する。それを覆う第三紀の火山岩類及び堆積岩類が山地から丘陵地にかけて広く分布し、河川沿いに第四紀の段丘や扇状地の堆積物がみられる。加賀平野には、軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には、砂丘が発達する。県南部の県境沿いと金沢東方には、活火山白山を含む数座の第四紀火山がある。

4 石川県及びその周辺での地震の発生状況

石川県内とその周辺には多数の活断層があり、県内のどの地域も、約100年に一度程度の割合でかなりの規模の地震被害を経験しており、県全体としては30年に一度の割合で被害地震が発生している。

また、本市の東側には森本・富樫断層帯があり、今後30年以内に地震が発生する確率は、2～8%と国内の活断層の中では、発生確率がSランク（高い）に位置付けられている。

断層位置図



県都が被害を受けた直下型地震の例としては、寛政11年（1799年）にマグニチュード（以下、Mと記述）6の金沢地震があり、人的被害が最も大きかった例としては、昭和23年（1948年）の福井地震（M7.1）がある。

また、平成5年（1993年）には、能登半島沖地震（M6.6）が発生しており、この地域では、同程度の直下型地震が発生する可能性があるとして指摘されていたところ、平成19年（2007年）3月25日午前9時41分、能登半島沖を震源とするM6.9の地震が発生し、震度6強を記録した輪島市を中心に県内各地で大きな被害が発生した。

県内に被害をもたらした地震とその被害の状況は、次の表のとおりである。

（1）県内に被害をもたらした県内外で発生した地震とその被害状況

発生年月 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1640.11.23 (寛永17)	36.3°	136.2°	6 1/4~6 3/4			加賀大聖寺：家屋の損壊、人畜の死傷多
1725.6.17 (享保10)	36.4°	136.4°	6			加賀小松：城の石垣、蔵少々破壊、金沢で同日4~5回地震
1729.8.1 (享保14)	37.4°	137.1°	6.6~7.0			能登：珠洲郡、鳳至郡で損壊家屋791、死者5、山崩れ1,731、輪島村で潰家28
1799.6.29 (寛政11)	金沢地震 36.6°	136.6°	6			死者15、金沢城で石垣破損、城下で潰家4,169 能美・石川・河北郡で損家1,003、潰家964
1815.5.31 (文化12)	36.4°	136.5°	6			加賀小松：小松城の破損多し、金沢で強し
1833.12.7 (天保4)	38.9°	139.2°	7.5			能登：死者100、大破流失家屋345、その他、越後等で死者42、全壊家屋475
1855.3.18 (安政2)	36.25°	136.9°	6.8			金沢城内で石垣、堀崩れ、土蔵少損
1858.4.9 (安政5)	36.4°	137.2°	7.0~7.1			金沢城の石垣、土塀破損、城下で全半壊114、大聖寺で家屋全壊148、大破370、土蔵全壊142、大破174、寺全壊12、大破35
1891.10.28 (明治24)	濃尾地震 35.6°	136.6°	8.0	4		全体被害：死者7,273、建物全壊14万余、半壊8万余、山崩れ1万余、石川県：家屋全壊25
1892.12.9 (明治25)	能登南西部地震 37.1°	136.7°	6.4	4		能登：家屋、土蔵の損壊、11日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者1、全壊2
1896.4.2 (明治29)	能登半島 37.5°	137.3°	5.7	1		能登半島：蛸島村で土蔵倒壊2、家屋損壊15、禄剛崎灯台破損
1930.10.17 (昭和5)	大聖寺地震 36.3°	136.3°	6.3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘によるがけ崩れ、亀裂有り、佐美山長さ150mにわたるがけ崩れ、死者片山津1
1933.9.21 (昭和8)	七尾湾地震 37.1°	136.8°	6.0	2	4	能登半島：鹿島郡で死者3、家屋倒壊2、破損143

発生年月 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1944. 12. 7 (昭和 19)	東南海地震 33. 8° 136. 6°		7. 9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重等で被害。 死・不明者 1, 223、住家全壊 17, 599 など 石川県：住家全壊 3
1948. 6. 28 (昭和 23)	福井地震 36. 2° 136. 2°		7. 1	4	4	全体被害：死者 3, 769、家屋倒壊 36, 184、半壊 11, 816、焼失 3, 851 など 石川県：大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三木、片 山津、南郷：負傷者 453、家屋全壊 802、半壊 1, 274 など
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震 36. 5° 136. 2°		6. 5	3	4	石川、福井両県：死者 7、負傷者 8、家屋半壊 4、破損 82、焼失 27
1961. 8. 19 (昭和 36)	北美濃地震 36. 0° 136. 8°		7. 0	3	3	全体被害：死者 8、家屋全壊 12、山崩れ 99 箇 所など 石川県：死者 4、負傷者 5、山崩れ 5 箇所
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 38. 4° 139. 2°		7. 5	2	4	全体被害：死者 26、家屋全壊 1, 960、半壊 6, 640、浸水 15, 298、船舶など津波の発生や新 潟市内では、地盤の流動化がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水 4、 床下浸水 131、田畑冠水
1983. 5. 26 (昭和 58)	日本海中部地震 40. 4° 139. 1°		7. 7	1	3	全体被害：死者 104、負傷者 163、建物全壊 934、半壊 2, 115、流出 52 船、沈没 255、船流 出 451、船破損 1, 187 など 石川県：津波により負傷者 8、住家破損 2、床 上浸水 3、床下浸水 3
1985. 10. 18 (昭和 60)	能登半島沖 37. 4° 136. 6°		5. 7	2	4	負傷者 1、文教施設 29、被害総額 1, 800 万円
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震 37. 4° 137. 2°		6. 6	4	5	地震の概要：平成 5 年 2 月 7 日、22 時 27 分、 能登半島沖で M6. 6 の地震があり、輪島で震度 5 の強震を記録したほか、金沢、富山、高岡、 伏木でも震度 4 を記録するなど、北陸地方を中 心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録 した。この地震により珠洲市を中心に次のよう な被害が出た。 被害状況：負傷者 29、住家全壊 1、住家半壊 20、一部破損 1、非住家 14、道路被害 142、水 道断水 2, 355 など被害総額約 42 億円
1993. 7. 12 (平成 5)	北海道南西沖地震 42. 8° 144. 4°		7. 8		1	全体被害：死不明者 231、負傷者 305、住家全壊 567、住家半壊 299、一部破損 2, 691、被害船舶 1, 715 など 石川県：輪島市、珠洲市、富来町津波による船舶 被害 24

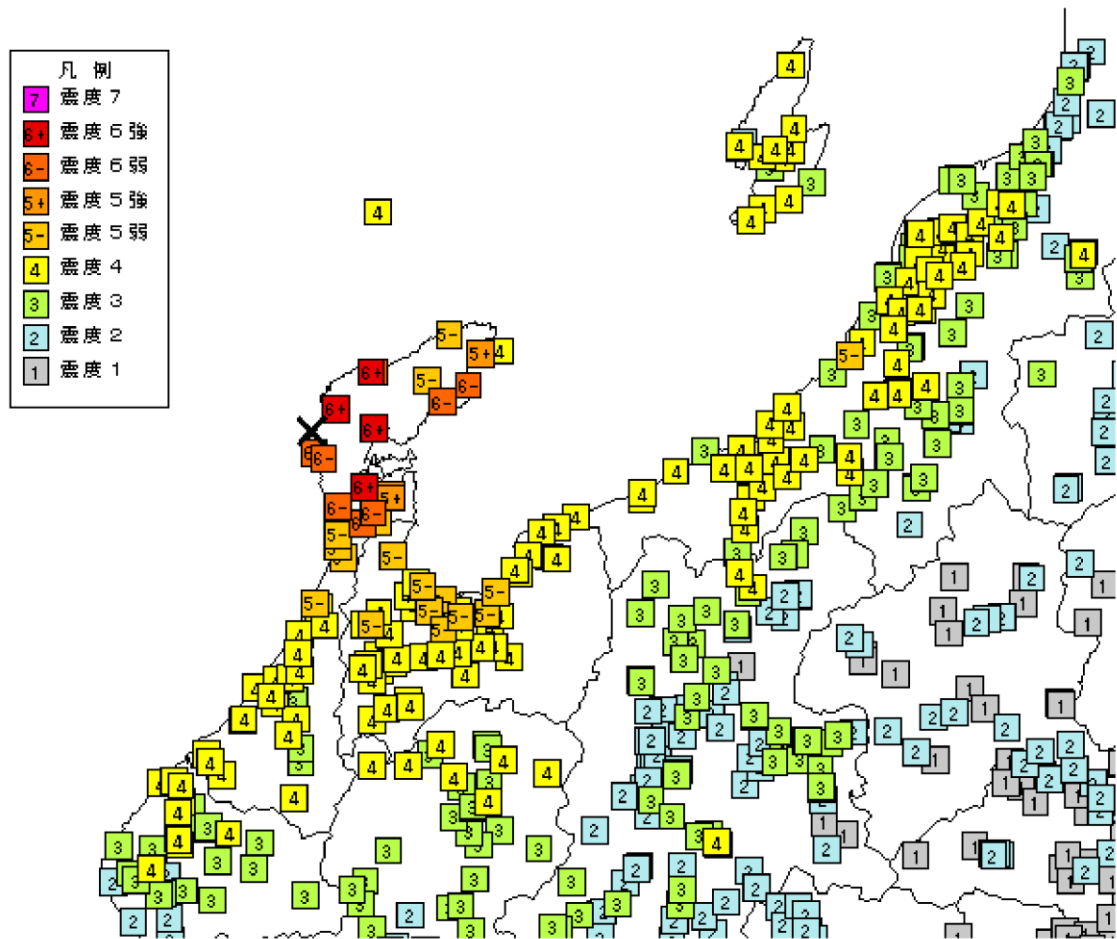
発生年月 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1995. 1. 17 (平成 7)	兵庫県南部地震 34.6° 135.0°		7.3	3	3	地震の概要：平成 7 年 1 月 17 日、5 時 46 分、兵庫県南部で M7.2 の地震があり、最大神戸等で震度 7 を記録したほか、京都等で震度 5、大阪等では震度 4 を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度 3 を記録した。全体の被害：死者 6,433、不明 3、負傷者 43,792 以上、住家全壊 104,906、半壊 144,274 と、1900 年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7 (平成 12)	石川県西方沖 36.5° 135.3°		6.2	3	4	地震の概要：平成 12 年 6 月 7 日、7 時 6 分、石川県西方沖で M6.2 の地震があり、小松市で震度 5 弱を記録したほか、北陸で震度 1~4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度 1~3 を記録した。
2002. 11. 17 (平成 14)	石川県加賀地方 36.3° 136.7°		4.7	2	2	石川県河内村直海、吉野谷村市原、尾口村女原で震度 4 を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度 1 から 3 を観測した。この地震による被害は、吉野谷村で一部道路破損 1、給水管破損 1、水道断水 1 で、河内村で、非住家一部破損 1 であった。
2007. 3. 25 (平成 19)	能登半島地震 37.1° 136.4°		6.9	4	6 強	地震の概要：平成 19 年 3 月 25 日、9 時 41 分、能登半島沖で M6.9 の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度 6 強、志賀町、中能登町、能登町で震度 6 弱、珠洲市で震度 5 強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度 5 弱を観測したほか、加賀地方でも震度 4~3 を観測した。また、新潟県、富山県で震度 5 弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度 5 弱~1 を観測した。 被害状況：死者 1、負傷者 338、住家全壊 686、住家半壊 1,740、一部損壊 26,959、非住家 4,484 など
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 38.6° 142.5°		9.0	3	3	地震の概要：平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分、太平洋三陸沖を震源とした M9.0、最大震度は宮城県栗原市で 7。東北から関東にかけての東日本一帯に地震と伴って発生した津波により甚大な被害と原発事故をもたらした。石川県での被害はなく、白山市で震度 2。 被害状況：死者行方不明約 19,000、全壊・半壊 39 万戸以上、ピーク時の避難者 40 万人以上など

(2) 能登半島地震の概要

ア 地震の概況

平成19年3月25日、9時41分、能登半島沖の北緯37度13分、東経136度41分、深さ11km（輪島市門前町剣地沖）を震源とするM6.9の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。

また、石川県以外でも、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。その後の余震活動は、この地震を本震とする本震－余震型で経過した。3月25日18時11分に本震後最大となるM5.3（最大震度5弱）の余震、更に26日7時16分にもM5.3（最大震度4）の余震が起こった。また、平成20年1月26日4時33分にもM4.8（最大震度5弱）の余震があった。



【県内の市町別最大震度】

市町名	最大震度	市町名	最大震度	市町名	最大震度	市町名	最大震度
七尾市	6強	能登町	6弱	金沢市	4	野々市市	4
輪島市	6強	珠洲市	5強	小松市	4	川北町	4
穴水町	6強	羽咋市	5弱	加賀市	4	津幡町	4
志賀町	6弱	かほく市	5弱	白山市	4	内灘町	4
中能登町	6弱	宝達志水町	5弱	能美市	4		

イ 被害の概要

能登半島地震による石川県内での被害について、人的被害は、死者 1 人、重傷者 88 人、軽傷者 250 人の合わせて 339 人であった。住家被害は、全壊 686 棟、半壊 1,740 棟、一部損壊 26,959 棟の合わせて 29,385 棟であり、非住家被害 4,484 棟を合わせると、建物被害は 33,869 棟であった。

住家被害の大きい市町としては、輪島市 11,587 棟、七尾市 7,670 棟、志賀町 3,614 棟、穴水町 2,497 棟などであり、住家被害の約 4 割が輪島市に集中している。全壊のみをみると輪島市 513 棟、穴水町 79 棟、七尾市 69 棟などであり、各市町の住家被害数と比較すると、全壊の割合が輪島市と穴水町で特に高い。

避難所については、七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の 2 市 4 町で 47 箇所が開設され、ピーク時である本震翌日の 3 月 26 日には、2,624 人の被災者が避難した。

また、地震発生当日の夕方には、災害救助法が七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の 3 市 4 町に適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

【県内の市町別被害状況】

市 町	人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害 （棟）
	死 者	重傷者	軽傷者	全 壊	半 壊	一部損壊	
金沢市							16
七尾市		24	103	69	304	7,300	357
小松市							2
輪島市	1	46	69	513	1,086	9,988	2,899
珠洲市			3			685	23
加賀市						6	6
羽咋市			1	3	13	142	29
かほく市				3	2	18	11
白山市						1	7
能美市							1
津幡町			1			2	1
志賀町		10	27	15	215	3,384	850
宝達志水町					3	26	1
中能登町		3		3	7	1,959	15
穴水町		3	36	79	100	2,318	248
能登町		2	10	1	10	1,130	18
計	1	88	250	686	1,740	26,959	4,484

※ 野々市市、川北町及び内灘町の 3 市町では、地震による被害は発生しなかった。

ウ 災害の特色

能登半島地震は、大規模地震の発生する可能性が低いとされていた地域で地震が発生したもので、震度6強を輪島市、七尾市、穴水町で観測しているが、死者1人、重傷者88人、軽傷者250人であり、震度の割には人的被害が少なかった。

その理由として、発災した日時と天候が大きく関係しており、

- (ア) 季節は春、積雪なし、暖冬の影響で暖房器具の使用が少なかったことから、火災の発生がなかったこと
 - (イ) 春休み期間中であり、就学生徒等が学校に不在であり、リスク分散していたこと
 - (ウ) 曜日は日曜日であり、多くの就労者は休日であり、事業活動も平日より少なく、交通量も減少していたこと
 - (エ) 時間は、午前9時42分と朝食も終え、火を使った調理時間を過ぎていたことから、火災発生がなかったこと
 - (オ) 夜の暗闇ではなく、身の回りの情報が把握でき、危険回避、避難等がスムーズに行うことができたこと
 - (カ) 天候は、曇りであり、地域的に早起きの人が多く、高齢者は農作業等で外出しており、自宅に不在であり、倒壊家屋による人的被害が少なかったこと
 - (キ) 火災等の二次被害がなかったことにより、被害が拡大しなかったこと
 - (ク) 震度は6強でとどまり、壊滅的な被害となる震度7ではなかったこと
- また、地域の特殊性として、
- (ア) 過疎化・高齢化が進み人口が少なく、住家が疎らな中山間地域であったこと
 - (イ) 能登北部は、丘陵地が多く揺れを増幅するような軟弱な地盤ではなかったこと
 - (ウ) 時間をかけて築き上げたコミュニティが、「共助」体制を形成しており、地域人員の確認（行方不明者なし）、迅速な救助救出が実施されたことなどが考えられる。
- さらに、防災関係機関やボランティア等による取り組みとして、
- (ア) 県の現地災害対策本部を輪島市の庁舎内に設置し、被災市町や国との情報の共有化を図ったこと
 - (イ) 避難所における健康管理を徹底したことなどにより、避難所での二次被害（関連死）を未然に防ぐことができたこと
 - (ウ) 能登有料道路の早期復旧など公共インフラ、ライフラインの早期復旧が図られたこと
 - (エ) ボランティア等による救援活動が迅速に行われたことなどがあげられる。

参考：石川県震災対策専門員会「能登半島地震の検証結果を踏まえた今後推進すべき施策大綱」

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

市の区域を管轄する各防災関係機関及び区域内の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、全機能を有効に発揮し、相互協力して市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
野々市市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 野々市市防災会議に関する事務に関する事。 (2) 防災に関する施設の整備に関する事。 (3) 防災思想の普及、教育及び訓練に関する事。 (4) 自主防災組織の育成及び指導に関する事。 (5) 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事。 (6) 警報の伝達及び避難指示に関する事。 (7) 災害の防御及び拡大防止の対策に関する事。 (8) 県及び自衛隊の応援要請に関する事。 (9) 被災者の救助及び医療に関する事。 (10) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関する事。 (11) 災害時における文教対策に関する事。 (12) 市の管理に属する被災施設の応急対策及び復旧対策に関する事。 (13) 被災施設の復旧対策に関する事。 (14) 被災産業に対する融資等の対策に関する事。 (15) 管内関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (16) 災害対策に関する他の自治体との相互応援協力に関する事。 (17) 災害に関する広報に関する事。 (18) 災害による被害状況の調査及び報告に関する事。 (19) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する事。 (20) 警戒区域の設定、交通対策及び輸送に関する事。 (21) 避難所の開設及び運営に関する事。
白山野々市広域事務組合 野々市消防署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力の整備に関する事。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関する事。 (3) 救出救助及び救護措置に関する事。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関する事。
白山警察署 野々市交番 野々市北交番 野々市南交番	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における犯罪予防など社会秩序の維持に関する事。 (2) 災害時における交通の確保及び規制に関する事。 (3) 情報の収集及び連絡に関する事。 (4) 救出救助及び避難誘導に関する事。 (5) 遺体の検視及び身元確認に関する事。
石川県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整に関する事。 (2) 市町が処理する事務、事業の指導及び総合調整に関する事。 (3) 災害救助法適用時の諸対策に関する事。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
石川土木総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> (1) 管内県道の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 (2) 管内公共土木施設の防災対策に関すること。 (3) 管内県道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 管内県道、橋りょう等の災害復旧に関すること。
石川中央保健福祉センター		<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の医療、防疫及び衛生管理に関すること。 (2) 災害時の健康管理活動に関すること。 (3) 食品衛生に関すること。
(社福) 野々市市社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティアの受け入れ等に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。
指定 地方 行政 機関	北陸財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関すること。 (4) 提供、使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舍）の情報提供に関すること。（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） (5) 国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舍）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） (6) 災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎及び宿舍）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	北陸農政局 農林水産省生産局（災害用米穀）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。 (2) 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、生鮮食品等の需給計画の作成の指導に関すること。
	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 加賀国道維持出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般国道指定区間の除雪など維持管理及び災害予防並びに災害復旧に関すること。 (2) 管内公共土木施設の防災対策に関すること。 (3) 管内国道、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 管内国道、橋りょう等の災害復旧に関すること。
	大阪航空局 小松空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 飛行場、航空保安施設の整備及び防災管理に関すること。 (2) 災害時における航空についての措置に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	東京管区気象台 金沢地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 (2) 気象業務に必要な観測体制並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事。 (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報、特別警報、警報及び注意報並びに台風、大雨及び竜巻等突風に関する情報等の防災関係機関への伝達並びに防災関係機関及び報道機関を通じての住民への周知に関する事。 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関する事。 (5) 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル、ハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事。 (6) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの、市に対する気象状況の推移、その予想の解説等に関する事。 (7) 市その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関する事。
	北陸総合通信局	(1) 災害時における非常通信の確保に関する事。
	石川労働局	(1) 災害時における産業安全に関する事。
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における人命及び財産保護のための予防活動並びに救援活動に関する事。 (2) 災害時における応急復旧活動に関する事。
指定 公共 機関	日本郵便（株） 新金沢郵便局 金沢南郵便局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務の確保に関する事。 (2) 災害時における郵便貯金、簡易保険等の非常取扱いに関する事。
	北陸電力（株） 石川支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の電力需給確保及び災害復旧に関する事。 (2) 電力施設の整備及び防災対策に関する事。
	西日本電信電話（株） 金沢支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信施設の整備及び災害復旧に関する事。 (2) 災害時における緊急通話の確保及び気象特別警報、警報、注意報等の伝達に関する事。
	KDDI（株）北陸総 支社	
	（株）NTTドコモ 北陸支社	
	エヌ・ティ・ティコミ ュニケーションズ （株）北陸営業支店	
	ソフトバンク（株）地 域総務部（北陸）	

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	西日本旅客鉄道（株） 金沢支社	(1) 鉄道施設の安全対策に関すること。 (2) 災害時における鉄道等による人員及び物資の輸送確保に関すること。 (3) 旅客の避難及び救護に関すること。
	日本鉄道貨物（株） 金沢支店	(1) 災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること。
	日本銀行 金沢支店	(1) 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日本赤十字社 石川県支部	(1) 災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の取り扱い等に関すること。 (2) 義援金の募集及び配分に関すること。 (3) 日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 (5) 救護所の開設に関すること。
	日本放送協会 金沢放送局	(1) 気象等予警報の放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動に関すること。
	中日本高速道路(株) 金沢支社	(1) 高速道路の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 (2) 災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	日本通運（株） 金沢支店 福山通運（株） 金沢支店	(1) 災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
指定地方公共機関	佐川急便（株） 北陸支店 ヤマト運輸（株） 金沢主管支店	(1) 災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	イオン（株） ユニー（株） （株）セブン-イレブン・ジャパン （株）ローソン （株）ファミリーマート （株）セブン&アイ・ホールディングス	(1) 災害時における物資の調達及び供給確保
	北陸鉄道（株） I Rいしかわ鉄道（株） （株）北國新聞社	(1) 災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送に関すること。 (1) 災害時における広報活動に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	(株)中日新聞 北陸本社	(1) 気象特別警報、警報、注意報等の放送に関する事 (2) 災害時における広報活動に関する事。
	北陸放送(株)	
	石川テレビ放送(株)	
	(株)テレビ金沢	
	(株)エフエム石川	
	北陸朝日放送(株)	
	(公社) 石川県医師会	(1) 医師会救護班の編成及び連絡調整に関する事。 (2) 災害時における医療救護活動に関する事。
	(公社) 石川県看護協会	(1) 災害時における看護活動に関する事。
	石川県治水協会	(1) 河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関する事。
	(一社) 石川県エルピーガス協会	(1) 災害時におけるLPガス施設の応急復旧に関する事。 (2) 災害時におけるLPガスの安定供給に関する事。
	(一社) 石川県歯科医師協会	(1) 災害時における歯科医療救護活動に関する事。
	(公社) 石川県薬剤師協会	(1) 災害時における薬剤師活動や医薬品供給に関する事。
(公社) 石川県栄養士会	(1) 災害時における栄養管理に関する事。	
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	野々市農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。 (2) 食料など物資確保についての協力に関する事。 (3) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 (4) 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事。 (5) 農業生産資材の確保又はあっせんに関する事。 (6) 農産物の需給調整に関する事。
	商工会	(1) 被災商工業者に対する融資又はあっせんに関する事。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (3) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力並びにあっせんに関する事。
	医師会及び病院等医療機関	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 (2) 災害時における受入患者に対する医療の確保に関する事。 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産、救助及び救護に関する事。
	高齢者及び障害者福祉施設	(1) 災害時における施設利用者の安全確保について (2) 災害時における要援護者の受入についての協力又はあっせんに関する事。
	建設業協同組合 管工事協同組合 造園業協同組合	(1) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関する事。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	(株) えふえむ・ エヌ・ワン	(1) 気象特別警報、警報、注意報等の放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動に関すること。
	危険物関係施設の 管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	その他重要な施設の 管理者	(1) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策並びに災害復旧に関すること。

なお、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第4節 市民等の基本的責務

全ての市民、事業者、団体等が「自分の身は自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」自助共助を基本的な責務とし、災害時に人的被害等を軽減させるための備えを充実するよう努めるものとする。

- 1 災害についての正しい知識と行動力を身に付ける。
- 2 災害から自分の身を守るために必要な準備を行う。
- 3 災害に強いまちづくりのために、日頃から地域の活動に積極的に協力する。
- 4 地域の実情に合わせて、自主防災組織を結成し、訓練など自主防災活動に積極的に参加する。
- 5 災害時は、消火活動、救出救護活動、避難支援など隣近所で助け合い、被害を軽減させるため、一人ひとりが最大限に努力する。

第5節 被害の想定

本市において発生するおそれがある地震、津波及び原子力による災害について、現状と地理的状況を考慮し、被害を想定する。

1 地震による被害

地震による被害については、環境省が平成28年度に本市をモデル事業の対象として実施した「災害廃棄物処理計画作成等に関するモデル事業」における以下の調査結果を参考とする。

《環境省が想定した地震の概要》

【想定地震の規模等】

想定地震	震源断層規模	
森本・富樫断層帯の地震	長さ	26 km
	幅	1.7～3.1 km程度
	傾き	40～60度
	M	7.2

資料 政府地震調査研究推進本部（平成25年）

【想定地震の震源断層の位置】



【環境省の調査結果】

		森本・富樫断層帯の地震
全壊 建物	棟	222
	率 (%)	1.08
半壊 建物	棟	1,454
	率 (%)	7.1
出火炎上件数		6
延焼棟数		565
死者数		-
負傷者数		-
要救出者数		-
避難者数		2,471
上水道	(被害箇所)	-
配水管	被害箇所/km	-

また、この調査で対象とならなかった調査項目については、引き続き、石川県が平成7年度から3か年計画で実施した「石川県地震被害想定調査」による以下の調査結果を参考とする。

なお、環境省と石川県の被害想定は、対象地域や設定地震、調査の性格等の相違から異なる結果となっている。

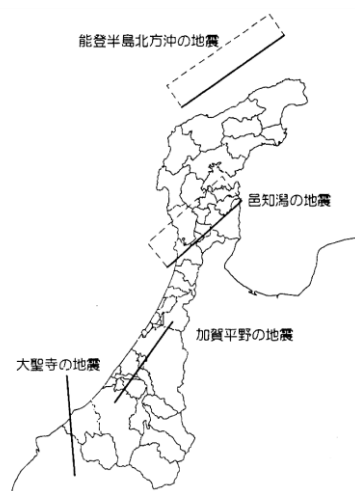
《石川県が想定した地震の概要》

過去に県内で発生した大規模な地震を参考とし、冬季間の夕刻に発生したと想定する。

【想定地震の規模等】

想定地震	震源断層規模	
大聖寺の地震	長さ	40 km
	幅	20 km
加賀平野の地震	傾き	鉛直
	M	7.0
邑知潟の地震	長さ	40 km
	幅	20 km
	傾き	40度
	M	7.0

【想定地震の震源断層の位置】



【石川県全体の想定被害】

		大聖寺の地震		加賀平野の地震		邑知潟の地震	
		野々市市	石川県	野々市市	石川県	野々市市	石川県
全壊建物	棟	0	2,340	8	16,843	0	6,092
	率 (%)	0.0	0.5	0.1	3.9	0.0	1.4
半壊建物	棟	1	9,279	499	53,865	0	17,386
	率 (%)	0.01	2.1	4.1	12.4	0.0	4.0
出火炎上件数		0	62	0	455	0	160
延焼棟数		0	56	0	3,854	0	488
死者数		1	253	6	2,182	0	700
負傷者数		0	1,869	53	7,829	0	3,663
要救出者数		0	957	5	4,841	0	1,426
避難者数		0	11,738	428	104,885	0	36,792
上水道配水管	(被害箇所)	19	5,732	343	13,940	2	9,958
	被害箇所/km	0.1	0.8	1.6	2.0	0.0	1.4

ただし、断層の連動等により地震の規模が大きくなり、建物被害、死傷者数等が想定より増えることが考えられるため、被害想定に捉われることなく防災対策に万全を期すものとする。

2 津波による被害

津波被害については、平成23年度に石川県が調査した津波による浸水想定区域外であり、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約4キロ、海拔約9mという地理的状況であることから、本市の区域内に大きな被害はないと想定されている。

3 原子力災害による被害

国においては、原発から5kmの範囲を緊急事態に基づき、直ちに避難等を実施する区域（P A Z）、概ね30kmの範囲を避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域（U P Z）とし、原子力災害対策を重点的に実施することとしており、本市においては、北陸電力志賀原子力発電所から約60km、日本原子力発電敦賀発電所から約100kmの距離があるため、放射性物質等による深刻な被害が発生する可能性は低いとされている。

志賀原子力発電所からの距離

